

広島県告示第 699 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 22 条の規定によって、
公有水面埋立ての^{しゅん}竣功を次のとおり認可した。

平成 20 年 8 月 21 日

土生港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 藤 田 雄 山

1 ^{しゅん}竣功認可年月日

平成 20 年 8 月 12 日

2 ^{しゅん}竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

(1) 名称及び所在地

広島市中区基町 10 番 52 号

広島県

(2) 代表者の氏名

知事 藤 田 雄 山

3 埋立区域

(1) 位置

(第 1 工区)

尾道市因島土生町字江之沖 224 番 9 から 221 番 5 を経て 214 番 6 に至る間の土地に接する県道の地先公有水面

(2) 区域

(第 1 工区)

次の各地点のうち、①の地点から④の地点までを順次に結んだ線及び①の地点から④の地点を結んだ公有水面との境界線（C. D. L. +4.06m により決定）を結んだ線により囲まれた区域。

ただし、⑤の地点から⑧の地点までを順次に結んだ線及び⑤の地点と⑧の地点とを結んだ線により囲まれた区域を除く。

①の地点 尾道市因島土生町の国土地理院四等三角点「土生」（北緯 34 度 17 分 40 秒 6489，東経 133 度 10 分 09 秒 9879，標高 20.81m）

から 119 度 21 分 18 秒 438.13m の地点

②の地点 ①の地点から 206 度 49 分 28 秒 3.72m の地点

③の地点 ②の地点から 297 度 56 分 43 秒 28.49m の地点

④の地点 ③の地点から 26 度 46 分 51 秒 4.35m の地点

⑤の地点 尾道市因島土生町の国土地理院四等三角点「土生」（北緯 34 度 17 分 40 秒 6489，東経 133 度 10 分 09 秒 9879，標高 20.81m）

から 119 度 30 分 28 秒 437.40m の地点

⑥の地点 ⑤の地点から 209 度 31 分 08 秒 0.25m の地点

⑦の地点	⑥の地点から	297 度 50 分 52 秒	26.95mの地点
⑧の地点	⑦の地点から	27 度 26 分 50 秒	0.90mの地点

(3) 面積

(第1工区)

99.28 平方メートル

4 埋立免許の告示の年月日及び番号

平成 18 年 3 月 24 日 広島県告示第 323 号

(平成 18 年 3 月 15 日付け指令港管第 148 号で免許)

5 法第 22 条第 3 項の市町名

尾道市